

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 6 年 7 月 17 日

香川県知事 池田 豊人

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

讃岐遍路道（根香寺道）地形図等作成業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による

(3) 委託業務の実施場所

根香寺道（高松市国分寺町～坂出市高屋町）

(4) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

<電子契約を認める場合>

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和 6 年 8 月 9 日（金）17 時まで提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：th7367@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時等(入札説明書の交付等)

令和 6 年 7 月 17 日（水）から令和 6 年 7 月 24 日（水）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分

～午後5時15分)に下記連絡先へ電話にて入札説明書を請求し、郵送にて交付を受けること。入札説明書を受領後、受領確認書に必要事項を記入し、速やかに下記連絡先へ郵送、FAX、メールのいずれかで提出すること。

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県政策部文化芸術局文化振興課世界遺産・日本遺産等推進グループ(香川県庁本館8階)

電話番号 087-832-3783 FAX 087-806-0238 メール th7367@pref.kagawa.lg.jp

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和6年7月25日(木)午後5時までに4に示した場所に対し文書で行うこと(FAXによる送付も可とする)。

回答は、令和6年8月1日(木)までに、本入札説明書交付者すべてに対してFAXもしくはメールで回答する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和6年8月9日(金) 午後5時

入札書提出に当たっては、入札金額積算内訳書(電子データ)を添付しなければならない。

(2) 開札の日時

令和6年8月13日(火) 午前10時

(3) 開札の場所

香川県政策部文化芸術局文化振興課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和6年7月26日(金)午後3時までに入札(契約)保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和6年8月1日(木)までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、

次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）に基づく測量業者の登録を受けていること。管理技術者及び担当技術者は測量士の資格を有すること。本業務を実質的に行う組織及び作業体制が香川県内にあること。また、本業務には文化財を対象とした石造物調査を含むことから、管理技術者には学芸員の資格及び文化財を対象とした石造物調査の実績を有する者を定めるものとする。
- (6) 国（独立行政法人及び公社を含む）又は地方公共団体において、元請として空中写真測量（レベル1,000）及び現地測量（レベル500）を含む業務の契約を締結し、履行した実績があること。また、文化財を対象とした石造物調査を含む業務を履行した実績があること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(5)、(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和6年7月26日（金）午後3時まで、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和6年8月1日（木）までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。